

財務省告示第三百二十三号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第七條第三項の規定に基づき、平成十五年四月二十五日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成十五年五月九日

財務大臣 塩川 正十郎

一	名称及び記号	利付国庫債券（二十年）（第六十 一回）
二	発行の根拠	財政融資資金特別会計法（昭和 二十六年法律第一百一号）第十一 條第一項
三	法律及びその の振替法の適 用等	社債等の振替に関する法律（平 成十三年法律第七十五号）以下 「振替法」という。の規定の適 用を受けるものとし、その振替 機関は日本銀行とする。 国民年金法等の一部を改正する 法律（平成十二年法律第十八号） 附則第三十七條第一項の規定に 基づき厚生労働大臣から年金資 金運用基金に寄託された資金に よる引受け
四	発行方法	額面金額で二百四十一億円 二百三十九億五千五百四十万円 五万円
五	発行額	振替法の規定による振替口座簿 の記載又は記録は、最低額面金 額の整数倍の金額によるものと する。
六	払込金額	額面金額百円につき九十九円四 角五分
七	最低額面金額	額面金額百円につき九十九円四 角五分
八	振替単位	額面金額百円につき九十九円四 角五分
九	発行行	額面金額百円につき九十九円四 角五分
十	発行価格	額面金額百円につき九十九円四 角五分
十一	利率	額面金額百円につき九十九円四 角五分

十二

の経過  
払込み

年金資金運用基金理事長は、払  
込金額に加え、次の算式によ  
算出した金額を第十八号に規  
する期日に払い込むものとす  
る。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 1.0}{100} \times \frac{36}{365}$$

十三

初期  
利子

平成十五年九月二十日を支払期  
とし、次の算式により支払  
金額を支払う。ただし、支払  
金の銀行休業日に当たるときは、  
が銀行休業日に支払うときは、  
その翌営業日に支払う。以下、  
次の号及び第十五号において規  
する期日について同じ。

$$\frac{\text{額面金額} \times 1.0}{100} \times \frac{1}{2}$$

十四

第二期  
以後  
の利子

毎年三月二十日及び九月二十  
を、支払期とし、各支払期にお  
て、その日以前六月間に属す  
利子を支払う。

十五

償還  
償還  
金額  
の限

平成十五年三月二十日  
額面金額百円につき百円

十六

元利  
支払  
場所

日本銀行

十七

払込  
期日

平成十五年四月二十五日

十八

払込  
期日

平成十五年四月二十五日